

智 発 監 第 1 2 号
平成30年8月24日

智頭町長 寺谷誠一郎 様

智頭町監査委員 小 林 新

智頭町監査委員 中 野 ゆかり

平成29年度智頭町財政健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成29年度健全化判断比率について、平成30年8月9日に審査したので、その結果について意見を付して報告します。

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から審査に付された早期健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、平成29年度の早期健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	平成29年度	平成28年度	平成27年度	早期健全化基準
①実質赤字比率 (%)	—	—	—	15.00
②連結実質赤字比率(%)	—	—	—	20.00
③実質公債費比率 (%)	10.5	11.1	11.4	25.0
④将来負担比率 (%)	93.7	113.7	88.7	350.0

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないので、一として表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成29年度の実質赤字比率は、平成28年度と同様、実質収支額が黒字であるため実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の15.00%を下回っており、良好な状態を示している。

② 連結実質赤字比率について

平成29年度の連結実質赤字比率は、すべての会計の実質収支額及び資金余剰金を合算した結果、連結実質赤字額はなく、連結実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の20.00%を下回っており、良好な状態を示している。

③ 実質公債費比率について

平成29年度の実質公債費比率（3カ年平均）は10.5%で、前年度に比べ0.6ポイント低下している。単年度の同比率は9.9%で前年度に比べ0.6ポイント低下している。

これは主に、同比率算式の分子が公債費等により13,807千円（4.7%）減少したことに對し、分母が普通交付税により41,341千円（1.5%）増加し、分子より分母の減少割合が大きくなったことによるものである。

早期健全化基準の25.0%を下回っており、現状では問題がないものの、近年の大規模事業に伴う公債費の償還増が想定され、今後、計画的な地方債管理に留意する必要がある。

④ 将来負担比率について

平成29年度の将来負担比率は93.7%で、前年度に比べ20.0ポイント低下している。

これは、主に同比率算式の分子が将来負担額の控除項目である充当可能財源等の増加により514,157千円（16.4%）減少したことに對し、分母である標準財政規模が41,341千円（1.5%）の微増であったことによるものである。早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。